

平成 28 年 5 月 13 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮に関する要請書

日頃より、各種の雇用対策に格段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 28 年熊本地震により、尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

今般の地震により、事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されており、多数の方々が生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

既に、4 月 22 日には「平成 28 年熊本地震に係る当面の緊急雇用・労働対策」をとりまとめる等、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するために雇用保険や雇用調整助成金の特例措置を決定しておりますが、今後の動向を踏まえ、更なる対策を検討していく考えです。

つきましては、下記の事項につきまして、私どもの要請に何卒深い御理解を賜り、この趣旨の周知啓発に向けた御協力をお願い申し上げます。

記

- 一 震災の影響による休業の広がりや踏まえ、雇用調整助成金の特例措置の対象を拡大したところであり、本特例措置も活用していただきながら、従業員の雇用維持に努めていただくよう、お願いいたします。また、新入社員についても、入社後、休業せざるを得ない場合には雇用調整助成金を活用し、教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 二 職を失った被災者を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、被災者の雇入れについて、特段の御配慮をお願いいたします。また、特に厳しい環境にある被災した新卒者を対象とした求人についても、積極的にお願いします。

三 熊本地震により被害を受けた、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るための配慮につきまして、よろしくお願い申し上げます。

また、やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、労働者派遣法第 29 条の 2 等に基づき、派遣労働者の新たな就業機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担等の措置を講じていただく必要がありますので、ご注意ください。

四 熊本地震により被害を受けた、障害者の方等課題を抱える方の雇用の安定・確保に向け、特段の配慮をよろしくお願い申し上げます。

五 熊本地震の災害復旧に向けたボランティア活動への要請が高まっている状況にかんがみ、ボランティア休暇等について、従業員の方々への付与やその活用促進などの配慮につきまして、よろしくお願いいたします。

厚生労働大臣

塩崎恭久